

#### 第4検討部会 会議録

会議の名称	第19回 第4検討部会
開催日時	平成20年4月30日(水)18時33分から21時00分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)三宅副委員長 (委員)碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、塀和委員、 光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・市民と条例の関わりから考える自治基本条例について
会議資料	・テーマと質問事項
発言内容	<p>教育現場における自治基本条例の活用について</p> <p style="text-align: right;">学校教育部 指導課 山田浩一 指導主事 領家小学校 尾田賢一 教諭</p> <p>【山田先生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は、教育行政に関わる者として、また、教育現場の代表として話(説明)をさせていただきたい。</li> <li>・そして、私からは大きく全体像を説明し、現場では具体的にどのように授業をしているのかを尾田から説明する。</li> <li>・また、事前に質問をいただいているので、この点を踏まえながら説明したいと思っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、小学校の授業時数については「学校教育法施行規則」で定められており、この中で、社会科の授業の時間数については、3年生70時間から6年生100時間と定められている。</li> <li>・さらに、学習内容については「小学校学習指導要領」に基づいて授業を行っているが、社会科における「各学年の目標及び内容」については、3年生と4年生がひとかたまりで定められている。</li> <li>・この2年間で教えるべき内容は、教科書についても3年生と4年生で1つの教科書となっており、学校や地域の実態にあわせて、どの部分を教えるかが学校現場に任されている。</li> <li>・大まかには、3,4年生では市や県の範囲が学習の対象となっており、5年生になると日本全体の話が登場し、産業についても学ぶこととなる。さらに6年生では、日本の歴史、政治、日本と外国との関わりなどが学習対象となってくる。</li> <li>・こうした要領に基づいて、学校ごとに単元(学習のカリキュラム)を組</li> </ul>

むことになっている。

- ・3年生のカリキュラムについては、「1 わたしたちの川口市のようす」、「2 わたしたちの暮らしと川口市の人々の仕事」、「3 川口市の人々の暮らしのうつりかわり」といった単元になっている。また、学習指導要領では、市の生産や販売に関して2つほど例を取り上げることとなっている。そのため、生産面では鋳物工場か地域（学校の位置する場所）によって安行などの植木農家を学習対象としており、販売面では生活に身近なスーパーマーケットがよく取り上げられているところである。
- ・4年生では、安全に関することとして、消防や警察に関するテーマが取り上げられている。また、健康面では、ゴミ処理や上水道についてよく取り上げられる。郷土の開発についても学習の対象となるが、川口では見沼代用水がテーマとなっている。この他に、埼玉県土地、交通、産業についても学習することとなっている。
- ・5年生になると、日本全国がテーマとなり、食糧生産について農業や水産業が取り上げられている。また、工業、情報、国土、環境についても学習することになっている。
- ・6年生になると、前半では日本の歴史を学び、後半では「わたしたちの生活と政治」として、地方自治を中心に学ぶことになっている。自治基本条例がリンクするとしたら、この「わたしたちの生活と政治」の単元なのかなと考えている。さらに、地方自治に加えて「世界の中の日本」として、日本とつながりの深い国々などを学ぶになっている。
- ・教育のカリキュラムに自治基本条例をどのように盛り込むかという質問については、6年生の地方自治の学習の場が適切だと思う。この学習では、条例の存在についても触れるため、地方自治の仕組みの中で川口市を取り上げて、市民の参加の元で作られた自治基本条例を学ぶことは、十分に有り得ることだと思われる。
- ・さらに、川口市で作成している副読本に、資料として自治基本条例を入れることもできると思う。ただし、副読本は3,4年生を対象としているので、難しい内容を盛り込むことはできないと思われる。
- ・また、市では、副読本による授業の展開方法について、先生向けの冊子を作成しているので、これらを活用すれば、自治基本条例の学び方を先生に示していくことも可能であると思われる。
- ・現在、環境教育については、社会科だけでなく、総合的な学習の時間で取り上げることがかなり多く、それ以外の教科でもよく取り上げられて

いる。そういう意味では、環境については1つの教育ジャンルとして確立していると思っている。

**【尾田先生】**

- ・続いて、自治基本条例を現場でどのように教えているかについて、具体的に説明させていただきたい。
- ・はじめに、自治基本条例を現場で活かせるかについては、結論としては活かしていけるとは思う。ただし、条例自体がどのような内容になるかによって使い方は異なってくると思っている。
- ・従って、我々が考える使い方と皆さんのイメージとは違うものになるかも知れないと思う。
- ・では、どこで使えるかということについては、先ほどの説明にもあった6年生の「わたしたちの生活と政治」で扱うことができると思う。学習指導要領に我が国の政治の働きについて調査するといった内容が示されており、ここに位置付けることができるのではと思っている。
- ・具体的には、教科書に「憲法と私たちの暮らし」として憲法について学習する部分があり、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄などを学んでいる。さらに憲法によって保障されている権利についても勉強しており、6年生の段階で憲法について学習していることから、自治基本条例についても盛り込むことができるのでは、ということである。
- ・地域学習（社会科）については、教科書では北九州市の公害対策が取り上げられているが、川口から遠く、子どもたちにとって身近でないことから、実際の授業では、副読本を活用し川口でも昭和30年代に公害の被害があったことをテーマとした。
- ・道徳や生活の授業で自治基本条例を教えることについては、道徳では学習指導要領で内容が具体的に示されており、「自分」、「他人」、「自然」、「集団」の4つの視点から、公德心、規則の尊重、郷土愛といったテーマが設定されている。この中では、放置自転車の問題など川口に身近なテーマが取り上げられているので、条例にそういった内容があれば、触れることができると思う。
- ・また、生活科については、小学校の1,2年生で行うものなので、発達段階からいって条例について勉強するのは難しいと思う。ただし、生活科のなかには、社会への気づきについて取り上げているので、条例に基づいて川口市への関心と呼び起こすなど、簡単に触れることならばできるかもしれないと思っている。しかし、発達段階からいって生活科で条例の授業は難しいだろうと思っている。

- ・子どもたちの自主的な活動を学校がどこまで支援できるかについては、芝川は昔よりきれいになったが、まだまだ汚いところがあるとして、清掃活動などを行っている。
- ・また、子どもたちと地域との関わりについては、現在の赴任校である領家小学校は特に地域との関わりが深いと感じており、ソフトボールや(初午)太鼓などの活動を通して、子どもたちと地域の大人が関わる機会があるなど、学校現場と地域社会との関与は深いものと感じている。

#### 【両先生】

- ・事前の質問の中に「地域学習」に関するものがあつたが、実は地域学習という言葉(単元)はない。環境教育のようなものとは違い、3,4年生では身近な地域を取り上げて学習することになっているので、この学年での社会科の授業がそのまま地域学習と呼べるのではないかということである。
- ・しかし、3,4年生の社会科を地域学習と呼んでいるわけではない。社会科の教科書は全国統一的なものであるため、どうしても地域に身近な学習がしにくい内容となっている。そのため、学習指導要領の内容に沿った形で、地域に関する副読本を各自治体が独自に作成し、授業を行っているということである。

#### 【質疑応答】

- ・第1の質問として、3,4年生では、川口市のことを学習するのか、それとも川口市を例として身近な地域のことを学習するのか、どちらになるのか。
  - ・第2の質問として、地方自治について6年生で学ぶとの説明であつたが、例として川口市がどのような形で出てくるのか。
  - ・第3の質問として、両先生には川崎市と二セコ町の自治基本条例を事前に見ていただいたが、川口市の自治基本条例においても、市の歴史や独自性などが条文(前文)に入ってくる可能性が高い。鋳物や植木、人々の生活の移り変わりなどが前文に入ることによって、教育現場への影響はあるのか。
- 1点目については、学習指導要領では具体的に何を取り上げるべきかまでは言及されていない。何を題材とするかについては、究極には先生に任されている。しかし、留意事項が示されているため、勝手には取り上げることはできない。つまり、3,4年生では、要領に身近な地域を取り

上げることが示されているため、川口市においては川口市のことを勉強しなさいと言っているのと同じことと言える。単元によっては、地域のこととして川口市のことを学ぶよう指定している場合があるが、そうでないものについては、事例として先生の判断で川口のことを取り上げている、ということになっている。

3 点目について、6 年生で扱う地方自治では、事例として川口の条例を取り上げることが可能だと思う。しかし、1つ1つの条文を吟味して取り上げることがおそらく難しいだろう。具体的にできた条例を見た上で、どうやって授業に反映させていくかを考えていかなければならないと思っている。さらに、副読本にどのように盛り込まれるかによって、先生の教え方が決まってくるものと思われる。従って、3,4 年生で取り上げるのは難しいと思う。

2 点目について、6 年生の教科書では、区民センター（世田谷区）が事例として取り上げられており、区民センターとは何か、どのような機能を持つのか、どのようにしてできたのかなどの大まかな流れについて学習することになっている。これを川口で題材とする場合は、地域の公民館を事例とすることが多いと思う。実際、私の授業でも学校の前にある領家公民館を題材にし、教科書にある区民センターとの類似性などを子どもたちに示してきた。また、キュポ・ラを事例に取り上げたりしているが、学習指導要領で示されている内容を地域に置き換えているだけである。

なお、学習指導要領では「身近な公共施設の建設」、「地域の開発」、「災害復旧の取組み」などの中から選択して取り上げることとなっている。

- ・身近な地域の施設を題材にして体験学習しているとのことであったが、公共施設が設置されているということは、その施設の設置や管理に関する条例が必ずあるので、間接的に子どもたちは条例を体験していることになっていると思う。条例そのものを示さなくても、それに関わる地域の事例を取り上げることによって、間接的に子どもたちが条例を意識することもあるのではないかと考えられる。いきなり条例とは、というよりも、身近なものを通じて自治基本条例を示すことによって、子どもたちも関心を持つことができると思うがどうか。

ご指摘のとおり、公共施設ができるということは、同時に一定のきまり（ルール）も作られるということ、授業の中でも指摘している。例えば、領家公民館を題材にしたときも、一定のきまりを条例という言葉で説明している。

- ・第4部会では「分かりやすい条例」を目指しているが、そもそも条例とは分かりにくいものであり、これを分かりやすくすることは大変難しい作業である。従って、逐条解説や子ども向けの解説書によって、条例を分かりやすくするというのも考えていかなければならないと思っている。いろいろな副読本などがある中で、自治基本条例の副読本的なものがあった場合、活用されるのかどうか。
- ・さらに、先ほどの説明では、学習指導要領に沿っていけば学校単位でカリキュラムに工夫ができると理解したが、自治基本条例によって市の仕組みを教えるといったカリキュラムを開発することは可能なのか。  
基本的には既存の教材があるので、それを自治基本条例に沿ったものに置き換えることは難しいと思う。ただし、副読本としてまとめられていれば、各教育現場で活用されるかもしれない。本来的にいえば、教科書に取り上げられている別の地域（川口市以外）の施設よりも、身近な施設で勉強することが望ましいとの判断から、副読本（3,4年生の“かわぐち”、“さいたま”）などを作成している。従って、パンフレットの的なものでもいいので、6年生でも活用できるような地域の学習教材（自治基本条例の逐条解説など）があれば、活用できると思われる。
- ・副読本では、教育長が前文を書いているが、その内容には大変情熱が込められたもので、そこで触れられている考え方は、自治基本条例の策定理念にも近いと思っており、相当工夫されているものと感じた。
- ・現在の授業時間数については、日本の歴史よりも地域のことに割かれるべきだと思った。そして、地域のことを自治基本条例によって子どもたちに教えるためには、小学校の先生に分かりやすいと思ってもらえるような条例とすることが必要だと思う。例えば、最近の広報かわぐちには、市の目標が紹介されているが、分かりやすく書こうと思えば可能なのだと感じたところである。  
自治基本条例そのものを授業で扱うのは難しいと思うが、広報かわぐちでの取り上げられ方のように、条例が分かりやすく紹介されているような資料があれば、授業で触れることはできるだろうと思う。
- ・小学生でも読めるということは、専門用語は使えないということか。専門用語を使わずに条例を作ろうとするのは、難しいことだと考えているがどうか。  
小学生にも理解してもらおうという意図があるならば、小学生でも分かる

言葉を使っていくことは1つの手段だろう。しかし、言葉の意味を理解することと文章の内容を理解することとは違うものであり、この理念はどうしても子どもにも理解してほしいという言葉、条例の中心となるような言葉は難しくてもよいと考えられる。そこは、学習教材などでフォローすればいいのではないかと思う。

・個人的には、市の将来を担う子どもたちにも条例づくりに参加してもらい、市民としての意識を持ってもらいたいと考えている。

・例えば、総合的な学習の場でのアンケートや“どんな川口にしたいか”などのテーマで作文を書くなど、子どもたちの意見を短期間で集めるようなことは可能だろうか。

子どもたちに何かをやらせるよりも、まずは知らせることが大事だと思っている。

自治基本条例に関して、早急に子どもたちの意識を高めることは難しいと思う。また、内容が決まっていない現段階で、子どもたちに条例を投げかけても実感が持てないだろう。条例について学習をしてからであれば、理解できるかもしれないが。

総合的な学習の時間は何をやってもいいという時間ではない。学習指導要領に沿って各学校が工夫しているので、要領に基づく内容であれば、ある程度は教育委員会から学校現場に指導ができるかもしれないが、そうでなければ基本的にはできないものである。

・学校の先生に自治基本条例に関心を持ってもらうには、どのようにすればいいと思うか。また、カリキュラムの中で自治基本条例を取り上げる必要があると、先生に思ってもらうにはどうすればいいか。

・帰属意識を高めるための授業の一環として、自治基本条例を取り上げることは可能だと思うがどうか。

自治基本条例は、まちづくりに触れる条例だと理解しているので、可能だと思う。地方自治（政治）の仕組みの要素として条例を取り上げることができるだろう。

・「わたしたちの生活と政治」では、どのくらいの時間が割かれているのか。各学校・各先生によって、約100時間をどのように割り振るかは異なっている。しかし、13の単元で単純に割ると各単元は8時間未満となり、

その程度の時間だと思われる。

- ・憲法や地域の学習と絡めて、子どもたちに自治基本条例を教えることはできないか。
- ・現場の先生を集めて説明することなどはできるのか。

現場の先生に条例を知ってもらうことが大切であるが、条例ができていない状態では、先生に説明することも、子どもたちに教えることも難しいと考えられる。

編集委員会、P I ・広報チームについて

- ・第1回編集委員会は、4月24日(木)18:30から職員会館3階会議室で開催され、次の事項について議論がなされた。
  - (1) 編集委員会のあり方について
  - (2) 第2回編集委員会について
    - 日 時：平成20年5月6日(祝)10:00~17:00
    - 場 所：(財)川口緑化センター「樹里安」5階 特別会議室
    - 内 容：枠組みと項目の整理
  - (3) 今後の進め方について
  - (4) 副委員長について
- ・広報・P Iチームの会議は、4月14日(月)18:30から職員会館2階講座室Bで開催され、次の事項について議論がなされた。
  - (1) 広報・P Iチームの会議について
    - ・会議の傍聴は可能とする。
    - ・会議録は事務局で作成する。
    - ・次回は、5月6日(火・祝)午前10時から樹里安で集中的に討議する。
  - (2) 広報・P Iチームの役割について
    - ・チームの役割は、広報やP I(対話集会など)の企画立案を行い、運営調整部会に諮ることが確認された。
  - (3) 活動指針について
    - ・条例策定の意義を市民に知らせるとともに理解を得るため、チームの活動は、一般市民の立場に立った企画・立案を行う、で

	<p>きることから取り組んでいく、事務局との協働の3点を基本にし、進めていくこととする。</p> <p>(4) 具体的内容について</p> <p>広報かわぐちの活用</p> <p>ホームページの改訂</p> <p>市民フォーラムの開催</p> <p>小・中学生及び高校生を対象にした作文コンクール</p> <p>PI の開催</p> <p>各種媒体の活用</p> <p>勉強会の開催</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流山市の広報・PI の状況を視察したいとの意見があった。</li> <li>・ 広報用のビデオを作成することについて意見があった。</li> </ul>
<p>次回以降日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第20回は5月28日(水)18時半～</li> <li>・ 第21回は6月11日(水)18時半～</li> <li>・ 第22回は6月25日(水)18時半～(予定)</li> </ul>